

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 7 月 1 日

阪和興業株式会社

HKG トレーディング株式会社

2026 年 7 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

大阪市中央区伏見町四丁目 3 番 9 号
阪和興業株式会社
代表取締役 中川 洋一

東京都中央区京橋一丁目 13 番 1 号
HKG トレーディング株式会社
代表取締役 岩田 修

阪和興業株式会社（以下、「承継会社」といいます。）及び HKG トレーディング株式会社（以下、「分割会社」といいます。）は、2026 年 4 月 30 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 6 月 30 日を効力発生日として、分割会社の協和スチール株式会社、株式会社建鋼社及び永和金属株式会社に係る株式管理事業（以下、「承継対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める開示事項は、次のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 6 月 30 日

2. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみであり、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき、分割会社に対して本分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

分割会社の株主は承継会社のみであり、会社法第 785 条の規定に基づき、分割会社に対して株式買取請求を行った株主は存在しませんでした。

② 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（会社法第 789 条）

本分割においては分割会社から承継会社への債務の承継がなく、会社法第

789 条第 1 項第 2 号に基づく異議を述べることができる債権者が存在しないため、会社法第 789 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び会社法第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合であるため、該当事項はありません。

② 債権者の異議（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2026 年 5 月 11 日付で官報公告及び電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 本分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、効力発生日である 2026 年 6 月 30 日付をもって、分割会社から、吸収分割契約の定めに従い、本事業に関して有する権利義務を承継いたしました。分割会社から承継した資産の額は約 1,273 百万円（2026 年 3 月時点残高における概算値）であり、負債の額は 0 円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 7 月 10 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上